

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月5日
【届出者の名称】	株式会社アエリア
【届出者の所在地】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-3587-9574
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 清水 明
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社アエリア (東京都港区赤坂五丁目2番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出にかかる公開買付けをいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

### 2【買付け等の目的】

当社は設立以来、「コミュニケーション」をキーワードに「ネットワーク社会における『空気』(Air)のように必要不可欠でありながら、意識せず誰でも利用できる環境を生み出す。」を目標に事業展開を行っております。

当社の役割は直接的、間接的にかかわらず利用者の皆様に価値のあるサービスを提供し、より多くの方々に喜んでいただけるサービスを創造していくことだと考えております。

また、成長の早い市場に事業展開を集中し、「最適化、効率化の追求」「新しい価値の創造」「個の尊重」を念頭に置き、より収益性の高い事業構築を行い、広く皆様に利用をいただけるサービスを目指しながら発展していくことが当社の役割であると考えております。

当社グループはオンラインゲームの配信・運営を中心とするエンターテインメント事業に経営資源を集中し、事業分野・規模の拡大を目指しております。当社グループのエンターテインメント事業における累計登録会員数は、平成21年12月期は9,974千名、平成22年12月期は16,271千名と順調に会員数を伸ばし続け、平成23年9月末時点では24,682千名を突破しております。それに伴い、エンターテインメント事業の売上高につきましても、平成21年12月期は4,513百万円(前年同期比15.3%増)、平成22年12月期は5,844百万円(前年同期比29.5%増)と順調に拡大しております。( )

また、当社グループでは、「世界でお客様の満足を限りなく追求し続けるグローバルオンラインエンターテインメント企業グループへ」という中期経営ビジョンのもと、オンラインゲーム事業をコア事業と位置付けながらも、様々なエンターテインメントコンテンツの提供を積極的に展開し、平成23年12月期第3四半期累計の連結売上高は5,715百万円(前年同期比22.9%増)となり経常損益も黒字化いたしました。当社といたしましては、今後とも、安定配当を始め株主に対する継続的な利益還元を経営の重要課題とするという基本方針の下、更なる企業体質の改善・強化並びに事業展開を進めております。

上記のとおり、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えており、当社を取り巻く経営環境に応じて、事業の成長による企業価値の向上、安定的な配当、機動的な自己株式の取得などを組み合わせることにより、資本効率の向上を目指すとともに、株主に対する総合的な利益還元を図ってまいりました。

配当につきましては、当社の配当政策の基本方針に基づき、平成20年12月期は1株当たり2,000円、平成21年12月期は1株当たり2,200円、平成22年12月期は1株当たり2,200円と安定的に配当を行ってまいりました。

さらに、当社の株主利益及び一株当たりの株主価値向上を実現できるよう、昨年に引き続き、市場から一定量の自己株式を取得することを検討してまいりました。しかしながら、市場買付けによる手法では現状の株式取引高では買付数量が限定的にならざるを得ない為、平成23年12月2日の当社取締役会決議において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、10,000株(平成23年12月2日現在の発行済株式総数67,902株に対する割合は14.73%(小数点以下第三位を四捨五入))を上限として自己株式を取得することを決議いたしました。これにより、当社の1株当たりの純利益(EPS)や自己資本利益率(ROE)の向上に寄与し、株主に対する更なる利益還元に繋がるものと考えております。

当社はかかる自己株式の具体的な取得方法といたしましては、株主間の平等、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法によることが適切であると判断いたしました。

なお、代表取締役会長である長嶋貴之（平成23年12月5日現在の所有株式数16,188株、平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は28.35%（小数点以下第三位を四捨五入））、代表取締役社長である小林祐介（平成23年12月5日現在の所有株式数12,423株、平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は21.75%（小数点以下第三位を四捨五入））、取締役である須田仁之（平成23年12月5日現在の所有株式数1,014株、平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は1.78%（小数点以下第三位を四捨五入））及び社外取締役である三宅朝広（平成23年12月5日現在の所有株式数714株、平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は1.25%（小数点以下第三位を四捨五入））は、それぞれが保有する当社普通株式について、長嶋貴之及び小林祐介については、それぞれの自己株式を除く持株比率が著しく増加しないようにそれぞれ1,000株（平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は1.75%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けに対して応募する予定であり、須田仁之については710株（平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は1.24%（小数点以下第三位を四捨五入））、三宅朝広については300株（平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は0.53%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けに対して応募する予定であります。上記により、長嶋貴之、小林祐介、須田仁之及び三宅朝広は本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから利益相反のおそれを回避し、公正性を高めるため、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

なお、当社は本公開買付け実施後も、引き続き株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（以下「大阪証券取引所JASDAQ市場」という。）における当社株式の上場を維持することを予定しております。また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現在未定であります。

（ ）事業区分につきましては、平成23年12月期より適用する「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用方針」により、変更後の事業区分に組み替えて表示しております。

### 3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### （1）【発行済株式の総数】

67,902株（平成23年12月5日現在）

#### （2）【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### （3）【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	10,000	900,000,000

（注）取得する株式の総数の平成23年12月5日現在の発行済株式総数（67,902株）に占める割合は、14.73%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

#### （4）【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成23年12月5日(月曜日)から平成24年1月16日(月曜日)まで(25営業日)
公告日	平成23年12月5日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(2) 【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金90,000円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本買付価格」といいます。)の決定に際して、第三者算定機関である株式会社日本中央会計事務所(以下「日本中央会計」といいます。)に対し、株式価値の算定を依頼しました。日本中央会計は市場株価平均法、修正純資産法及び類似公開企業乗数比較法により株式価値算定を行いました。</p> <p>市場株価平均法では、平成23年11月15日を基準日(終値61,700円)として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の直近1ヶ月間終値単純平均(66,360円)、直近3ヶ月間終値単純平均(66,622円)、直近6ヶ月間終値単純平均(72,932円)及び直近12ヶ月間終値単純平均(80,513円)を基に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を61,700円から80,513円と算定しております。</p> <p>修正純資産法では、平成23年12月期第3四半期決算の財務数値を使用し、同貸借対照表項目について換金可能性を考慮した再評価を行うとともに、今後発生が見込まれている費用等を調整することにより、1株当たりの株式価値を84,031円から102,705円と算定しております。</p> <p>類似公開企業乗数比較法では、当社と業種、規模等が類似する公開企業6社を選定し、当該公開企業の株価収益率(PER)、株価純資産倍率(PBR)、簡易買収倍率(EV/EBITDA)の指標と株価との比率を基に当社株式の1株当たりの価値を算出し、1株当たりの株式価値を60,165円から206,043円と算定しております。</p> <p>当社は傘下に企業価値が顕在化していないものの成長力をもった複数の連結子会社を抱えており、特に米国子会社Aeria Games &amp; Entertainment, Inc.については全世界20カ国で2,400万人の会員を有し、平成22年12月期の売上高は35,316千ドル(前年同期比69.1%増)、営業利益は238千ドル(前年同期は営業損失1,859千ドル)と大きな伸びとなっております。</p>

	<p>当社は、上記株式価値算定や当社連結子会社の潜在的な企業価値も踏まえ、昨今の世界的な金融危機により市場における当社の株価は実質的な企業価値より大きく乖離している可能性があることなども総合的に勘案し、その上で、本公開買付けの円滑な実現により、当社の1株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）を向上させ、株主に対する更なる利益還元を行うためには、株主の皆様へ、上記の算定価格の範囲内で、適切な価格で買付けを行う必要があると判断いたしました。最終的に、当社は、平成23年12月2日付け当社取締役会決議において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり90,000円と決定いたしました。</p> <p>当社は日本中央会計より公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりませんが、価格及び手続が公正であることについて社外監査役2名の意見を得た上で、当社取締役会において買付価格を決定しております。</p> <p>なお、本公開買付けにおける買付価格は、公表日の前営業日である平成23年12月1日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値61,000円、平成23年12月1日までの直近1ヶ月間終値単純平均62,479円（小数点以下四捨五入）及び平成23年12月1日までの直近3ヶ月間終値単純平均64,939円（小数点以下四捨五入）に対して、それぞれ約47.5%、44.0%、38.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。</p> <p>また、届出日の前営業日である、平成23年12月2日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値60,000円、平成23年12月2日までの直近1ヶ月間終値単純平均62,355円（小数点以下四捨五入）及び平成23年12月2日までの直近3ヶ月間終値単純平均64,815円（小数点以下四捨五入）に対して、それぞれ約50.0%、44.3%、38.9%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えており、当社を取り巻く経営環境に応じて、事業の成長による企業価値の向上、安定的な配当、機動的な自己株式の取得などを組み合わせることにより、資本効率の向上を目指すとともに、株主に対する総合的な利益還元を図ってまいりました。</p> <p>配当につきましては、当社の配当政策の基本方針に基づき、平成20年12月期は1株当たり2,000円、平成21年12月期は1株当たり2,200円、平成22年12月期は1株当たり2,200円と安定的に配当を行ってまいりました。</p> <p>さらに、当社の株主利益及び一株当たりの株主価値向上を実現できるよう、昨年に引き続き、市場から一定量の自己株式を取得することを検討してまいりました。しかしながら、市場買付けによる手法では現状の株式取引高では買付数量は限定的にならざるを得ない為、平成23年12月2日の当社取締役会決議において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、10,000株（平成23年12月2日現在の発行済株式総数67,902株に対する割合は14.73%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限として自己株式を取得することを決議いたしました。これにより、当社の1株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）の向上に寄与し、株主に対する更なる利益還元につながるものと考えております。</p> <p>当社はかかる自己株式の具体的な取得方法といたしましては、株主間の平等、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法によることが適切であると判断いたしました。</p>

本買付価格の決定に際して、第三者算定機関である日本中央会計に対し、株式価値の算定を依頼しました。日本中央会計は市場株価平均法、修正純資産法及び類似公開企業乗数比較法により株式価値算定を行いました。

市場株価平均法では、平成23年11月15日を基準日（終値61,700円）として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の直近1ヶ月間終値単純平均（66,360円）、直近3ヶ月間終値単純平均（66,622円）、直近6ヶ月間終値単純平均（72,932円）及び直近12ヶ月間終値単純平均（80,513円）を基に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を61,700円から80,513円と算定しております。

修正純資産法では、平成23年12月期第3四半期決算の財務数値を使用し、同貸借対照表項目について換金可能性を考慮した再評価を行うとともに、今後発生が見込まれている費用等を調整することにより、1株当たりの株式価値を84,031円から102,705円と算定しております。

類似公開企業乗数比較法では、当社と業種、規模等が類似する公開企業6社を選定し、当該公開企業の株価収益率（PER）、株価純資産倍率（PBR）、簡易買収倍率（EV/EBITDA）の指標と株価との比率を基に当社株式の1株当たりの価値を算出し、1株当たりの株式価値を60,165円から206,043円と算定しております。

また、当社は傘下に企業価値が顕在化していないものの成長力をもった複数の連結子会社を抱えており、特に米国子会社Aeria Games & Entertainment, Inc.については全世界20カ国で2,400万人の会員を有し、平成22年12月期の売上高は35,316千ドル（前年同期比69.1%増）、営業利益は238千ドル（前年同期は営業損失1,859千ドル）と大きな伸びとなっております。

当社は、上記株式価値算定や当社連結子会社の潜在的な企業価値も踏まえ、昨今の世界的な金融危機により市場における当社の株価は実質的な企業価値より大きく乖離している可能性があることなども総合的に勘案し、その上で、本公開買付けの円滑な実現により、当社の1株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）を向上させ、株主に対する更なる利益還元を行うためには、株主の皆様にも、上記の算定価格の範囲内で、適切な価格で買付けを行う必要があると判断いたしました。最終的に、当社は平成23年12月2日付け当社取締役会決議において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり90,000円と決定いたしました。

当社は日本中央会計より公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりませんが、価格及び手続が公正であることについて社外監査役2名の意見を得た上で、当社取締役会において買付価格を決定しております。

	<p>なお、代表取締役会長である長嶋貴之（平成23年12月5日現在の所有株式数16,188株、平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は28.35%（小数点以下第三位を四捨五入））、代表取締役社長である小林祐介（平成23年12月5日現在の所有株式数12,423株、平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は21.75%（小数点以下第三位を四捨五入））、取締役である須田仁之（平成23年12月5日現在の所有株式数1,014株、平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は1.78%（小数点以下第三位を四捨五入））及び社外取締役である三宅朝広（平成23年12月5日現在の所有株式数714株、平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は1.25%（小数点以下第三位を四捨五入））は、それぞれが保有する当社普通株式について、長嶋貴之及び小林祐介については、それぞれの自己株式を除く持株比率が著しく増加しないようにそれぞれ1,000株（平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は1.75%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けに対して応募する予定であり、須田仁之については710株（平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は1.24%（小数点以下第三位を四捨五入））、三宅朝広については300株（平成23年12月5日現在の自己株式を除く発行済株式総数57,106株に対する割合は0.53%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けに対して応募する予定であります。上記により、長嶋貴之、小林祐介、須田仁之及び三宅朝広は本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから利益相反のおそれを回避し、公正性を高めるため、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。</p>
--	---

（3）【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	10,000（株）	-（株）	10,000（株）
合計	10,000（株）	-（株）	10,000（株）

（注）応募株券等の総数が買付予定数（10,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（10,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 6【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

公開買付代理人の本店又は各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）末日の15時までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下、「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（当社の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。（注2）

#### (イ) 1株当たりの買付け等の価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%（所得税7%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%（所得税のみ）となります。

個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

#### (ロ) 1株当たりの買付け等の価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

### (注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人であるあかつき証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書



<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限

申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。あかつき証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2）税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時まで下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 あかつき証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目16番3号

（その他のあかつき証券株式会社各支店）

（3）【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「（4）上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

## 7【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	900,000,000
買付手数料(b)	7,500,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	909,500,000

(注1)「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(10,000株)に1株当たりの買付価格(90,000円)を乗じた金額を記載しています。

(注2)「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額を記載しています。

(注3)「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積り額を記載しています。

(注4)その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5)上記金額には消費税等は含まれていません。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	普通預金	964,965,897円
	計	964,965,897円

## 8【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

### (2)【決済の開始日】

平成24年2月7日(火曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

#### (注)公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

#### (イ)1株当たりの買付け等の価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%(所得税7%、住民税3%)の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%(所得税のみ)となります。

・個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(口) 1株当たりの買付け等の価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成24年1月16日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成24年2月6日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数（10,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

( 3 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

( 4 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 5 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

( 6 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

( 7 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

### 3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)						
月別	平成23年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高株価(円)	84,900	82,500	80,700	72,300	70,300	67,000	61,300
最低株価(円)	77,000	73,500	61,000	62,300	60,900	57,600	60,000

(注)平成23年12月については、12月2日までのものです。

### 4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

#### (1)【発行者が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)平成22年3月30日関東財務局長に提出  
事業年度 第9期(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)平成23年3月30日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第3四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)平成23年11月14日関東財務局長に提出

##### 【訂正報告書】

訂正報告書(上記の第8期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)有価証券報告書の訂正報告書)を平成22年4月5日関東財務局長に提出

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アエリア  
(東京都港区赤坂五丁目2番20号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)